

静岡文化芸術大学 特任教員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）が任用する公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条第1項第3号に規定する教員職員並びに同条第3項に規定する特任教授、特任准教授及び特任講師（以下、「特任教員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 特任教員は、次の各号に掲げる者を対象とする。

- (1) 本学を定年退職した者で引き続き本学の教育研究上必要であると認められる者、または「静岡文化芸術大学教員の任用及び昇任に関する規則」（以下「教員任用規則」という。）に定める選考基準に合致する者で本学教員組織の構成上特に必要と認められる者
- (2) 大学の教員の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に基づき、本学において任期を定めて任用する者
- (3) 教員任用規則に定める選考基準に合致する者で、本学が受け入れる外部研究資金によるプロジェクト研究（以下「プロジェクト研究」という。）、その他本学の教育研究を推進するために必要と認められる者

(職名)

第3条 前条第1号の特任教員の職名は、特任教授とする。

- 2 前条第2号の特任教員の職名は、「公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期に関する規程」（以下「任期規程」という。）に基づき、特任講師とする。
- 3 前条第3号の特任教員の職名は、その業績、能力、職務内容等に応じ、特任教授、特任准教授又は特任講師とする。また、職名の前に当該プロジェクト研究の名を付すものとする。

(本務)

第4条 特任教員は、本学を本務とする者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要があり、本学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、本学の教育研究以外の業務に従事する者を、特任教員とすることができる。

(任用手続)

第5条 第2条第1号及び第3号の特任教員の任用手続については、教員任用規則を準用する。

- 2 第2条第2号の特任教員の任用手続については、任期規程による。

(任用期間)

第6条 第2条第1号の特任教員の任用期間は3年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、任用を1年ごとに更新することができる。

- 2 第2条第2号の特任教員の任用期間については、任期規程による。
- 3 第2条第3号の特任教員の任用期間は、一会計年度内において必要な期間とする。
ただし、本学が受け入れる外部研究資金を原資として任用する者については、当該外部研究資金によるプロジェクト研究が継続する期間のうち、一会計年度内において必要な期間、更新することができる。

- 4 第1項及び前項ただし書きによる更新は、最初の任用日から通算して5年に達する日を限度とする。
なお、法人が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 5 前項なお書きにより、任用期間が通算して5年を超え、本人の申し出により無期労働契約に転換した者の任用は、当該プロジェクト研究の終了等により、当該特任教員を任用する必要がなくなったときには、終了する。

(人数の制限)

第7条 第2条第1号に該当する特任教員の各学部における人数は、任用しようとする年度の教員数の5%を超えないものとする。ただし、任用しようとする年度の教員数の5%を超えない範囲内で、各学部間における採用人数の調整をすることができる。

(在任年齢期間)

第8条 第2条第1号に該当する特任教員の在任年齢期間は、満60歳以上満70歳までとする。

(従事)

- 第9条 第2条第1号に該当する特任教員の授業担当責任時間は、原則として週3コマ(6時間)とし、その他の教育指導等については、専任教員に準ずるものとする。
- 2 第2条第2号に該当する特任教員は、任期規程の定めによる。
- 3 第2条第3号に該当する特任教員は、プロジェクト研究、その他本学の教育研究に従事するものとする。

(教授会等との関係)

第10条 特任教員は教授会に出席する義務を負わない。ただし、教授会が必要と認めた場合は特任教員に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(就業)

- 第11条 特任教員の就業については、職員就業規則を適用するほか、必要な事項は別に定める。
ただし、職員就業規則のうち、第11条から第13条、第18条、第20条、第21条、第29条、第30条、第55条、第65条及び第80条から第85条は、適用しない。
- 2 第2条第1号に該当する特任教員については、前項ただし書きに加え、職員就業規則第31条、第42条及び第42条の2も適用しない。

(給与等)

- 第12条 第2条第1号及び第3号に該当する特任教員の給与等については、別に定める。
- 2 第2条第2号の特任教員の給与等については、公立大学法人静岡文化芸術大学任期付教員身分等取扱規程による。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。